ひと、くらし、みらいのために
宮城労働局
Ｍｉｙａｇｉ Labour Bureau
https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/

Press Release

令和2年12月7日(月)
宮城労働局職業安定部職業安定課
職業安定課長　立 花 真 寿
職業紹介係長　髙 橋 達 也
電　　話　022(299)8061

新卒者等の採用維持・促進に向けて、宮城労働局・宮城県・仙台市・宮城県教育委員会・仙台市教育委員会が、経済団体に対し協力要請しました

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年3月以降の企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど学生・生徒の就職活動への影響が生じていることから、宮城県商工会議所連合会、宮城県商工会連合会、宮城県中小企業団体中央会、宮城県中小企業家同友会、一般社団法人宮城県経営者協会に対し、令和2年12月4日、別添要請文を送付し、新卒者等の採用維持・促進に向けた配慮について要請しました。

関連資料　別添1　要請文(参考)
　　別添2　令和2年10月27日(火)付け
　　関係大臣による経済団体に対する協力要請(厚生労働省プレス)

別添１
要請文（参考）

2020年度及び2021年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮について

日頃より宮城県政、仙台市政及び労働行政の推進に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

去る令和２年10月27日、厚生労働大臣・一億総活躍大臣・文部科学大臣・経済産業大臣の連名により経済４団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会）へ、新卒者等の採用維持・促進に向けた配慮について要請がなされました（別添参照）。

2020年度卒業・修了予定者等（以下「新卒者等」という。）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど新卒者等の就職活動への影響が生じており、11月30日に公表された令和３年３月新規高等学校卒業者の内定状況において、県内高校生の就職内定率は59.3%と選考・採用内定開始月末としては、昨年の62.3%を３ポイント下回り、例年に増して未内定卒業者の発生が懸念されるところです。

宮城県・仙台市及び宮城労働局においては、これまで各関係機関と連携をしながらWEBによる合同企業説明会、新型コロナウイルス感染予防に配慮した合同面接会等を行ってきたところですが、引き続き第二の就職氷河期世代を作らないという強い思いで新卒者等の採用が着実に進むように各取組を進めていく所存であります。

去る５月にも新規学卒者の採用について要請させていただいており、企業側におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一層厳しい事情を抱えながらも、従業員の雇用の維持に努めておられるところと存じますが、企業自身の将来のため、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点に立って、2020年度・2021年度新卒者及び３年以内の既卒者等の採用維持・促進についても引き続き格別のご配慮をお願い申し上げます。

令和２年１２月４日

殿

宮城県知事　村井嘉浩
仙台市長　郡和子
宮城労働局長　毛利正
宮城県教育委員会
教育長　伊東昭代
仙台市教育委員会
教育長　佐々木洋

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

令和２年 10 月 27 日（火）
【照会先】
人材開発統括官付
若年者・キャリア形成支援担当参事官室
参 事 官　河嶋　正敏　（内線 5930）
室長補佐　大坪　祥一　（内線 5302）
（代表電話）　03（5253）1111
（直通電話）　03（3597）0331

報道関係者　各位

新卒者等の採用維持・促進に向けて、田村厚生労働大臣・坂本一億総活躍担当大臣・萩生田文部科学大臣・長坂経済産業副大臣が、経済団体に対し協力要請をしました

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年３月以降の企業説明の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど学生の就職活動への影響が生じていることから、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会に対し、別添１～別添４の要請文により、新卒者等の採用維持・促進に向けた配慮について要請しました。

関係資料　　別添１　要請文（日本経済団体連合会）
　　別添２　要請文（日本商工会議所）
　　別添３　要請文（全国中小企業団体中央会）
　　別添４　要請文（全国商工会連合会）

令和２年 10 月 27 日

一般社団法人　日本経済団体連合会　会長　殿

一億総活躍担当大臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣

2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮について

2020 年度卒業・修了予定者等（以下「新卒者等」という。）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年３月以降の企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど学生の就職活動への影響が生じているところです。

政府においては、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、これまで経済団体等に対し、多様な通信手段を活用した面接・試験の実施、柔軟な採用選考日程の設定による一層の募集機会の提供や、内定を受けた 2019 年度新卒者等への特段の配慮のほか、中長期的な視点に立った採用を進めていただくよう要請してきたところです。

加えて、今般、第二の就職氷河期世代を作らないとの観点から、2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用が着実に進むよう、必要な取組を進めるべく、関係省庁において検討を行い、別添のとおり、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」をとりまとめたところです。

企業側におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい事情を抱えているところと思いますが、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」の支援策も準備を進めているところであり、企業自身の将来のためにも、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点に立って、2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進をお願い申し上げます。

あわせて、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供することが重要であり、卒業・修了後少なくとも３年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者等の採用枠に応募できるよう、改めて若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた対応をお願い申し上げます。

令和２年 10 月 27 日

日本商工会議所　会頭　殿

一億総活躍担当大臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣

2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮について

2020 年度卒業・修了予定者等（以下「新卒者等」という。）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年３月以降の企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど学生の就職活動への影響が生じているところです。

政府においては、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、これまで経済団体等に対し、多様な通信手段を活用した面接・試験の実施、柔軟な採用選考日程の設定による一層の募集機会の提供や、内定を受けた 2019 年度新卒者等への特段の配慮のほか、中長期的な視点に立った採用を進めていただくよう要請してきたところです。

加えて、今般、第二の就職氷河期世代を作らないとの観点から、2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用が着実に進むよう、必要な取組を進めるべく、関係省庁において検討を行い、別添のとおり、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」をとりまとめたところです。

企業側におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい事情を抱えているところと思いますが、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」の支援策も準備を進めているところであり、企業自身の将来のためにも、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点に立って、2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進をお願い申し上げます。

あわせて、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供することが重要であり、卒業・修了後少なくとも３年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者等の採用枠に応募できるよう、改めて若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた対応をお願い申し上げます。

令和２年 10 月 27 日

全国中小企業団体中央会　会長　殿

一億総活躍担当大臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣

2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮について

2020 年度卒業・修了予定者等（以下「新卒者等」という。）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年３月以降の企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど学生の就職活動への影響が生じているところです。

政府においては、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、これまで経済団体等に対し、多様な通信手段を活用した面接・試験の実施、柔軟な採用選考日程の設定による一層の募集機会の提供や、内定を受けた 2019 年度新卒者等への特段の配慮のほか、中長期的な視点に立った採用を進めていただくよう要請してきたところです。

加えて、今般、第二の就職氷河期世代を作らないとの観点から、2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用が着実に進むよう、必要な取組を進めるべく、関係省庁において検討を行い、別添のとおり、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」をとりまとめたところです。

企業側におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい事情を抱えているところと思いますが、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」の支援策も準備を進めているところであり、企業自身の将来のためにも、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点に立って、2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進をお願い申し上げます。

あわせて、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供することが重要であり、卒業・修了後少なくとも３年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者等の採用枠に応募できるよう、改めて若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた対応をお願い申し上げます。

令和２年 10 月 27 日

全国商工会連合会　会長　殿

一億総活躍担当大臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣

2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮について

2020 年度卒業・修了予定者等（以下「新卒者等」という。）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年３月以降の企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど学生の就職活動への影響が生じているところです。

政府においては、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、これまで経済団体等に対し、多様な通信手段を活用した面接・試験の実施、柔軟な採用選考日程の設定による一層の募集機会の提供や、内定を受けた 2019 年度新卒者等への特段の配慮のほか、中長期的な視点に立った採用を進めていただくよう要請してきたところです。

加えて、今般、第二の就職氷河期世代を作らないとの観点から、2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用が着実に進むよう、必要な取組を進めるべく、関係省庁において検討を行い、別添のとおり、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」をとりまとめたところです。

企業側におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい事情を抱えているところと思いますが、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」の支援策も準備を進めているところであり、企業自身の将来のためにも、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点に立って、2020 年度及び 2021 年度新卒者等の採用維持・促進をお願い申し上げます。

あわせて、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供することが重要であり、卒業・修了後少なくとも３年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者等の採用枠に応募できるよう、改めて若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた対応をお願い申し上げます。

別添

新卒者等の採用維持・促進に向けた取組

令和２年 10 月 22 日
内 閣 官 房
文部科学省
厚生労働省
経済産業省

Ⅰ．現状認識

・2020 年度卒業・修了予定者（以下「本年度新卒者」という。）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年３月以降、企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど学生の就職活動への影響が生じているところである。

・民間調査によれば、本年度新卒者の就職内定率は、過去最高の水準であった前年度と比べ、低下しており、概ね 2016 年度卒と同水準にある。一方、企業の採用予定者数の動向をみると、本年度新卒者については、約２割の企業が「減らした」と回答している。また、2021 年度卒業・修了予定者の採用計画については、採用の実施又は採用数が決まっていないなど、採用動向に不透明感がみられる。さらに、本年度新卒者で既に内定を得ている学生についても、内定取消しの事例が見られるところである。

・あわせて、卒業・修了後少なくとも３年以内の既卒者を含む、意欲や能力を有する若者に就職の機会を広く提供することも重要である。

・新型コロナウイルス感染症の影響により、企業側も厳しい事情を抱えているところではあるが、第二の就職氷河期世代を作るようなことがあってはならない。このため、学生等が安心して就職活動に取り組めるよう、本年度及び来年度の新卒者等の採用維持・促進を図るため、以下の取組を行う。

Ⅱ．具体的な対策

１．新卒者等に対する支援

（1）新卒者等への就職支援の強化

（令和2年度当初予算 87.3 億円【厚労省】）
（令和2年度第 1 次補正予算 8.6 億円【厚労省】）
（令和3年度概算要求 95.4 億円+事項要求【厚労省】）

① 新卒応援ハローワークについて、対象者に新卒者のみならず、3年以内の既卒者も含まれることを明確化しつつ、積極的な利用を周知徹底【厚労省】

② 大学のキャリアセンター等との連携を強化し、就職支援ナビゲーター（※1）の大学への定期的な訪問、新卒応援ハローワークへの誘導を働きかけ【厚労省、文科省】

（※1）担当者制で個別相談等を行う新卒者等の就職支援を専門とする職業相談員

③ 新卒応援ハローワークによる新卒者及び3年以内の既卒者の個別の状況に応じたきめ細かな支援【厚労省】

〇就職活動中の未内定学生等

- 担当者制によるきめ細かな個別支援
- 学生個々の状況を踏まえつつ、人手不足分野等の求人への誘導・開拓
- 就職説明会・面接会情報の SNS 等を活用した一元的な提供
- 悩みを抱える学生等へ臨床心理士等による心のケア

〇コミュニケーションに課題を抱える学生等

- 就職支援ナビゲーター、臨床心理士等から構成する特別支援チーム（※2）による支援

（※2）コミュニケーション等に課題を抱える新卒者等を効果的・集中的に支援するため、臨床心理士などで構成するチーム

〇内定取消し等にあった学生等

- 「新卒者内定取消等特別相談窓口」による個別のきめ細かな支援

○来年度以降新卒者

・　就職支援ナビゲーターが大学等を訪問して行う講話等を通じ、より早い時点から就職活動に向けた意識醸成を図るとともに、地域の産業等についての説明会を早期に実施

（2）大学等を通じた就職支援の強化

大学等を通じた就職未内定の学生への就職支援の強化に取り組む。【文科省】

○就職活動中の未内定学生への支援

・　大学等の特色ある就職支援の事例を収集し、大学等が活用できるよう広く周知【文科省】

・　政府・地方公共団体・企業等が有する学生が進路を決定するために有益な情報を集約し、大学等に提供することで、様々な事情や個別課題を持った学生に対するオーダーメード型の就職支援を構築し、ミスマッチを防止【文科省、関係省庁】

○就職未内定のまま卒業する学生への支援

・　新卒応援ハローワークの活用や大学等のキャリアセンター等の学内リソースの継続的な利用について促進【文科省】

○就職未内定のまま修業年限を超えて在学する学生への支援

・　学生の就職活動の積極的な状況把握に努め、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるように支援するとともに、学生が活用できる幅広い支援策を必要に応じて情報提供【文科省】

２. 企業に対する支援

（1）新卒者等と採用意欲のある中小企業とのマッチング促進

（令和2年度予算 11.7 億円の内数【経産省】）
（令和3年度概算要求 12.9 億円の内数【経産省】）

- 各地域にある経済産業局において、中小企業と多様な人材の合同マッチングの機会を設けるとともに、中小企業の魅力を伝えるための経営者と大学生等の交流の場の設定等を含む、新卒者向けの取組の積極的な情報発信を実施【経産省】

（2）東京等の若者人材の移転支援

（令和3年度概算要求 30.0 億円の内数【経産省】）

- 新型コロナウイルス感染症の影響による地方移住への関心の高まりといった状況を踏まえ、東京をはじめとする都市の若者人材の移転に関する手法を検討【経産省】

３. 経済団体等への要請

政府において、以上の取組を進めるとともに、経済団体等に対し、第二の就職氷河期世代を生まないとの観点から、本年度及び来年度の新卒者等について中長期的な視点に立った採用を行うよう要請を行う。

あわせて、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供することが重要であり、卒業・修了後少なくとも３年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるよう、改めて若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた要請を行う。